

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期鹿角市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県鹿角市

3 地域再生計画の区域

秋田県鹿角市の全域

4 地域再生計画の目標

【地域の現状と課題】

鹿角市は、北東北3県のほぼ中央に位置しており、昭和47年4月に花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村が合併し誕生した。総面積707.52km²を有し、東西の長さは約20.1km、南北は約52.3kmに及んでいる。

十和田八幡平国立公園を擁し、数多くの温泉や文化財による観光地としての魅力を有する中で、近年では、名僧行基とともに下向した楽人の舞により里人に伝承されて以来1,300年の歴史を有する「大日堂舞楽（ユネスコ無形文化遺産）」、古くから地域の信仰を集める幸稲荷神社の祭礼として、10町内が笛、太鼓、三味線、鉦によってお囃子を奉納する「花輪ばやし（花輪祭の屋台行事）（ユネスコ無形文化遺産）」、「風流踊」の一つとしてユネスコ無形文化遺産登録を目指す「毛馬内の盆踊」、そして、北海道・北東北の縄文遺跡群として世界文化遺産登録の勧告を受けた「大湯環状列石」など、国内外から高い評価を受けている文化財を生かした観光のまちづくりを推進している。

一方で本市の人口は、昭和30年の60,475人をピークに、国内最大級の銅の産出量を誇った尾去沢鉱山の閉山によって急激に減少した。高度経済成長期やバブル経済期には職を求めて首都圏等に流出が進み、住民基本台帳によると令和3年5月1日時点では、29,483人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には24,221人、2040年には19,422人まで減少するものと推

計されている。

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15歳～64歳）は、昭和40年まで増加したものの、昭和60年には3万人を割り、平成22年には2万人を割るなど減少傾向が続いており、平成27年には16,752人となっている。年少人口（0歳～14歳）をみると、昭和30年以降大きく減少しており、「団塊ジュニア世代」が誕生した昭和45年以後も増加に至ることはなく、平成7年には初めて老年人口（65歳以上）を下回り、平成27年には3,439人となっている。一方、老年人口は、団塊世代が順次老年期に入り、かつ、平均寿命が延びていることから増加を続け、平成27年には11,793人となっている。

自然動態をみると、出生率の低下や母親世代人口の減少の影響から昭和63年には初めて出生数が死亡数を下回り、以降、自然減の拡大が続き、令和2年には出生数123人に対して死亡数542人となっている。（419人の自然減）

社会動態をみると、平成8年に転入と転出の均衡が垣間見られたものの、一度もプラスに転ずることなく減少が続いており、令和2年には177人の社会減となっている。

自然減の拡大が続いていること及び一定の社会減が続いていることが本市の人口減少の主要因となっている。人口減少は労働供給量の不足を招き、生産額が減少することで地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、人口の減少をできるだけ緩やかにするためには、転出抑制と移住促進により、社会減少を抑制していくとともに、結婚・出産・子育て支援の充実により、自然減少を抑制していくことが必要である。

【基本目標】

これらの課題に対応するため、若者世代の夢や希望を叶える新たな産業の創出と雇用の場の確保によって、就職のための転出抑制や、進学・就職等で市外へ出た若者が戻ってこられる地域づくりを進め、移住定住の更なる促進や誰もが活躍できる社会づくりを推進していくことで人口構造の若返りを図っていく。

また、結婚・出産・子育ての希望が叶うよう、結婚を応援する地域づくりを進めるとともに、子育て支援の優位性を生かしたサポート体制の充実や、男女の働きやすい就業環境の形成など、新たな時代に対応した少子化対策を推進していく。

なお、これらに取り組むにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目

標として掲げる。

- ・基本目標 1 未来を拓く 稼ぐ力を高める地域づくり
- ・基本目標 2 未来を拓く つながりを築く新しい人の流れづくり
- ・基本目標 3 未来を拓く 若い世代の希望をかなえる社会づくり
- ・基本目標 4 未来を拓く 新たな時代に対応した魅力的な地域づくり

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	1人当たり市内総生産	2,956千円	3,228千円	基本目標 1
ア	観光消費額	4,746百万円	4,746百万円	基本目標 1
イ	直近4年間の人口の社会 増減の累計	862人減	812人減	基本目標 2
ウ	出生数(累計)	583人	733人	基本目標 3
エ	健康寿命	男性77.94年 女性83.32年	男性79.77年 女性85.46年	基本目標 4
エ	生活環境が快適なまちだ と思う市民の割合	49.7%	54.9%	基本目標 4
エ	自分に必要な行政サービ スが受けられていると思 う市民の割合	59.8%	64.9%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2及び5－3のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

第2期鹿角市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 稼ぐ力を高める地域づくり事業

イ つながりを築く新しい人の流れづくり事業

ウ 若い世代の希望をかなえる社会づくり事業

エ 新たな時代に対応した魅力的な地域づくり事業

② 事業の内容

ア 稼ぐ力を高める地域づくり事業

人が訪れ、住み続けたいと思える地域を実現するため、地域の特色・強みを生かした産業振興や企業の競争力強化を図り、地域の稼ぐ力を高める事業。

また、多様化する価値観やライフ・ワークスタイルを踏まえ、稼ぐ力を高める産業づくりを通じて、地域全体の魅力を高める事業。

※具体的な事業…企業立地促進事業、地域内連携推進事業、スマート農業推進事業、農業構造改革推進事業、北限の桃等果樹産地強化事業、農畜産物販売促進事業、国立公園八幡平魅力アップ事業、かづの観光産業推進事業、観光マーケティング推進事業、リモートワーク推進事業、特定地域づくり事業組合設立支援事業、外国人材活用支援事業、ヘリテージ・ツーリズム推進事業等。

イ つながりを築く新しい人の流れづくり事業

「地方にこそ、チャンスがある」といった若者等の夢や希望を抱いて本市へ移住する動きを支援するとともに、本市の魅力ある仕事を学ぶ機会を新たに創出して若者の定着を促す事業。

また、関係人口の拡大や個人、企業によるふるさと納税を促進し、つながりと資金の流れを加速する事業。

※具体的な事業…「鹿角家」マッチング促進事業、若者世代ふるさとネットワーク構築事業、高校生地域魅力発信事業、食の交流まつり開催事業、都市農村交流事業、域学連携推進事業、スポーツ合宿奨励事業、移住促進体制充実事業、移住情報発信事業、移住体験提供事業、定住促進事業、ふるさとかづの絆プラン事業、かづの未来アカデミー創造事業等。

ウ 若い世代の希望をかなえる社会づくり事業

男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境づくりを進めるとともに、結婚の希望をかなえる取組や子育てサポート体制、男女の働き方など、新たな時代に対応した少子化対策の取組を推進する事業。

※具体的な事業…出会い応援事業、結婚新生活支援事業、すこやか子育て支援事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター運営事業、放課後児童クラブ運営事業、安全・安心住まいづくり事業、医師確保対策事業、あんしん医療推進事業、福祉医療給付事業等。

エ 新たな時代に対応した魅力的な地域づくり事業

コンパクト・プラス・ネットワークや地域交通の維持・確保、ストックマネジメント等に取り組みながら、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図る事業。

また、人々が安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス機能や防災・減災、地域の交通安全の確保を図る事業。

※具体的な事業…中心市街地空き家リセット・利活用事業、地域公共交通確保対策事業、ICT 活用教育事業、文化の杜交流館事業、かづの人材発掘事業、自治会コミュニティ活性化支援事業、集落支援員活動事業、若年者健康診査事業、わくわくウォーキング開催事業、シルバーリハビリ体操指導士養成事業、地域生き生きサロン推進事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業等。

※ なお、詳細は第2期鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

2,330,000 千円（2021年度～2025年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

計画の効果的な進め方に反映させるために外部評価機関として設置している鹿角市行政評価市民会議を活用して評価を実施（毎年度9月）するとともに、市の政策アドバイザーである大学教授3名から総括的に助言を受け、評価の客観性を確保する。また、当該評価を受け、必要に応じて本計画の見直

しを行うとともに、評価結果は検証後速やかに鹿角市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで

5－3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで